

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に係る処分基準の改定概要

1 趣旨

令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律において読み替えて適用する道路交通法の条項に変更があったことから、処分基準に記載の条項を修正する形式的変更を行うものである。

2 主な改定内容

- (1) 処分概要「自動車の使用制限命令」の変更
読み替えて適用する道路交通法の条項を修正するもの
- (2) 処分概要「自動車運転代行業者に対する指示」の変更
読み替えて適用する道路交通法の条項を修正するもの
- (3) 処分概要「自動車運転代行業者に対する営業の停止命令」の変更
読み替えて適用する道路交通法の条項を修正するもの
- (4) その他所要の改定

3 施行予定日

令和5年4月1日